

京 都 労 働 局
平成24年8月20日
午後5時

担 当	京都労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 菅森英高
	賃金指導官 清水和義
	電話075-241-3215

京都府最低賃金額の改正について

京都地方最低賃金審議会（会長 久本憲夫 京都大学教授）は、7月5日に京都労働局長から「京都府最低賃金の改正について」諮問を受け、審議を重ねてきましたが、この度、下記のとおり結論に達し、本日8月20日京都労働局長あて答申を行いました。

これを受けて、京都労働局長は所定の手続きを経て、「京都府最低賃金」の改正決定をすることとしています。

記

- 1 京都府最低賃金 1時間 759円 （引上げ額8円）
- 2 効力発生日 法定どおり
- 3 京都府最低賃金の適用される範囲等
 - (1) 適用する地域： 京都府の区域
 - (2) 適用する使用者： (1)の地域内で事業を営む使用者
 - (3) 適用する労働者： (2)の使用者に使用される労働者
 - (4) この最低賃金で賃金に算入しないもの： 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 4 京都府における、平成22年10月17日改正発効された京都府最低賃金（時間額749円）と平成22年度の生活保護水準とを比較したところ、最低賃金額が10円下回り、平成23年度の京都府最低賃金の改正（時間額751円）による引上額2円を加えても8円下回っていたため、今回の引上げで乖離を解消することとしたもの。
 - * 今後の手続き
 - 1 答申に対する異議の申立ての受理（異議の申立て期間は9月4日まで）
 - 2 京都地方最低賃金審議会における異議の取り扱い審議（異議申立てのある場合）
 - 3 異議に対する審議会の答申が得られれば、最も早い官報公示日は9月14日、発効日は10月14日を予定